

# 埼玉県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金

## 1 補助金の概要

障害福祉サービス事業所等が、物価上昇の影響がある中でも、必要な障害福祉サービスを継続できるよう、長距離の訪問・送迎に伴い必要となる経費や、大規模災害発生時に必要な設備・備品の購入費用など将来必要となる経費に対して補助金を交付する。

## 2 補助対象施設・事業所

- 県指定(和光市は含む)障害児・者支援施設及び障害福祉サービス事業所で、かつ令和8年3月1日現在においてサービスを提供している施設・事業所  
<補助対象外>
- 政令市・中核市指定の事業所、設置者が市町村(指定管理者制度により市町村以外の者が運営する場合を含む)及びみなし事業所
- 介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金を申請した事業所

## 3 補助上限額

区分	事業所の規模	補助上限額
入所系	定員1人当たり	6千円
通所系	1か月当たり延べ利用者数~300人	200千円
	1か月当たり延べ利用者301人~600人	300千円
	1か月当たり延べ利用者数601人~	400千円
訪問系	同一建物減算がある場合(居宅介護)	200千円
	1か月当たり延べ訪問回数~200回	300千円
	1か月当たり延べ訪問回数201回~2,000回	400千円
	1か月当たり延べ訪問回数2,001回~	500千円

## 4 申請期間

令和8年4月上旬から令和8年5月中旬(予定)

## 5 事業の流れ

- ① 交付申請
- ② 交付決定(令和8年7月予定)
- ③ 備品等の購入(令和8年7月予定~令和8年9月末予定)
- ④ 実績報告書の提出(令和8年9月末予定)
- ⑤ 確定通知書の送付
- ⑥ 補助金の支払(令和8年12月予定)

## 6 県HP、コールセンター

令和8年4月に掲載、開始予定